

改正案	現行
<p>（銀行等が共済代理店として共済契約の募集を行うことのできる場合）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 共済代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第三号及び第八号から第十号までに掲げる共済契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。</p> <p>一 銀行等が、次に掲げる者（当該銀行等が、第五項に規定する定めをした協同組織金融機関（信用金庫、労働金庫、信用協同組合及び農業協同組合等（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十條第一項第三号（信用事業）の事業を行う農業協同組合並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一條第一項第四号又は第九十三條第一項第二号（信用事業））の事業を行う漁業協同組合及び水産加工業協同組合をいう。以下この号において同じ。）をいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員（会員又は組合員である法人の代表者を含み、当該協同組織金融機関が農業協同組合等である場合にあつては、組合員と同一の世帯に属する者を</p>	<p>（銀行等が共済代理店として共済契約の募集を行うことのできる場合）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 共済代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第三号及び第八号から第十号までに掲げる共済契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。</p> <p>一 銀行等が、次に掲げる者（当該銀行等が、第五項に規定する定めをした協同組織金融機関（信用金庫、労働金庫、信用協同組合及び農業協同組合等（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十條第一項第三号（信用事業）の事業を行う農業協同組合並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一條第一項第四号又は第九十三條第一項第二号（信用事業））の事業を行う漁業協同組合及び水産加工業協同組合をいう。以下この号において同じ。）をいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員（会員又は組合員である法人の代表者を含み、当該協同組織金融機関が農業協同組合等である場合にあつては、組合員と同一の世帯に属する者を</p>

含む。以下同じ。)である者を除く。以下「銀行等共済募集制限先」という。)を共済契約者又は被共済者とする共済契約(第一項第三号及び第八号から第十号までに掲げるものに限り、既に締結されている共済契約(その締結の代理又は媒介を当該銀行等又はその役員若しくは使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。)の更改(共済金額その他の給付の内容の拡充(当該共済契約の目的物の価値の増加その他これに類する事情に基づくものを除く。))又は共済期間の延長を含むものを除く。第十九条第一項第十号において同じ。))又は更新に係るものを除く。)の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じていること。

イ 当該銀行等が法人等(法人その他の団体であつて、国、地方公共団体及び銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)第四条第十三項各号に掲げるものその他の事業所管大臣(組合員の資格として定款に定められる事業を所管する大臣をいう。以下同じ。))が定めるものを除いたものをいう。以下この号、次項及び第十九条第一項第十号において同じ。))又はその代表者に対し当該法人等の事業に必要な資金の貸付け(手形の割引を含む。以下同じ。))を行っている場合における当該法人等及びその代表者

ロ (略)

ハ 当該銀行等が小規模事業者(常時使用する従業員の数が五十人(当該銀行等が特例地域金融機関である場合にあつては、二

含む。以下同じ。)である者を除く。以下「銀行等共済募集制限先」という。)を共済契約者又は被共済者とする共済契約(第一項第三号及び第八号から第十号までに掲げるものに限り、既に締結されている共済契約(その締結の代理又は媒介を当該銀行等又はその役員若しくは使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。)の更改(共済金額その他の給付の内容の拡充(当該共済契約の目的物の価値の増加その他これに類する事情に基づくものを除く。))又は共済期間の延長を含むものを除く。第十九条第一項第十号において同じ。))又は更新に係るものを除く。)の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じていること。

イ 当該銀行等が法人(国、地方公共団体及び銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)第四条第十一項各号に掲げる法人その他の事業所管大臣(組合員の資格として定款に定められる事業を所管する大臣をいう。以下同じ。))が定める法人を除く。以下この号、次項及び第十九条第一項第十号において同じ。))又はその代表者に対し当該法人の事業に必要な資金の貸付け(手形の割引を含む。以下同じ。))を行っている場合における当該法人及びその代表者

ロ (略)

ハ 当該銀行等が小規模事業者(常時使用する従業員の数が五十人(当該銀行等が特例地域金融機関である場合にあつては、二

十人) 以下の事業者をいう。以下この号において同じ。)である個人又は法人等若しくはその代表者に対し、当該小規模事業者の事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該小規模事業者が常時使用する従業員及び当該法人等の役員(代表者を除く。)

二・三 (略)

4 この条において「特例地域金融機関」とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして事業所管大臣が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関の融資先従業員等(当該金融機関が事業を行う個人又は法人等若しくはその代表者に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該個人若しくは法人等が常時使用する従業員又は当該法人等の役員(代表者を除く。)をいう。)を共済契約者として第一項第三号又は第十号に掲げる共済契約(これに相当する内容の共済特約を含む。次項において同じ。)の締結の代理又は媒介を行う場合において、次の各号に掲げる共済契約については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該共済契約者一人当たりの共済金その他の給付金の額の合計が当該各号に定める金額までを限り、共済契約の募集を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

一・二 (略)

5・6 (略)

十人) 以下の事業者をいう。以下この号において同じ。)である個人又は法人等若しくはその代表者に対し、当該小規模事業者の事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該小規模事業者が常時使用する従業員及び当該法人の役員(代表者を除く。)

二・三 (略)

4 この条において「特例地域金融機関」とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして事業所管大臣が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関の融資先従業員等(当該金融機関が事業を行う個人又は法人等若しくはその代表者に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該個人若しくは法人等が常時使用する従業員又は当該法人の役員(代表者を除く。)をいう。)を共済契約者として第一項第三号又は第十号に掲げる共済契約(これに相当する内容の共済特約を含む。次項において同じ。)の締結の代理又は媒介を行う場合において、次の各号に掲げる共済契約については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該共済契約者一人当たりの共済金その他の給付金の額の合計が当該各号に定める金額までを限り、共済契約の募集を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

一・二 (略)

5・6 (略)

(共済契約の締結又は共済契約の募集に関する禁止行為)

第十九条 (略)

一〇九 (略)

十 共済代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人が、顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みを行っていることを知りながら、当該顧客又はその密接関係者(当該顧客が法人等である場合の当該法人等の代表者、又は当該顧客が法人等の代表者であり、当該資金の貸付けが当該法人等の事業に必要な資金の貸付けである場合の当該法人等をいう。以下同じ。) (当該銀行等が協同組織金融機関である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員である者を除く。以下同じ。) に対し、第十五条第一項第三号及び第八号から第十号までに掲げる共済契約(金銭消費貸借契約、賃貸借契約その他の契約(事業に必要な資金に係るものを除く。))に係る債務の履行を担保するための共済契約及び既に締結されている共済契約(その締結の代理又は媒介を当該銀行等の役員若しくは使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。)の更新又は更改に係る共済契約を除く。)の締結の代理又は媒介を行う行為

十一〇十九 (略)

二〇八 (略)

(共済契約の締結又は共済契約の募集に関する禁止行為)

第十九条 (略)

一〇九 (略)

十 共済代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人が、顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みを行っていることを知りながら、当該顧客又はその密接関係者(当該顧客が法人である場合の当該法人の代表者、又は当該顧客が法人の代表者であり、当該資金の貸付けが当該法人の事業に必要な資金の貸付けである場合の当該法人をいう。以下同じ。) (当該銀行等が協同組織金融機関である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員である者を除く。以下同じ。) に対し、第十五条第一項第三号及び第八号から第十号までに掲げる共済契約(金銭消費貸借契約、賃貸借契約その他の契約(事業に必要な資金に係るものを除く。))に係る債務の履行を担保するための共済契約及び既に締結されている共済契約(その締結の代理又は媒介を当該銀行等の役員若しくは使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。)の更新又は更改に係る共済契約を除く。)の締結の代理又は媒介を行う行為

十一〇十九 (略)

二〇八 (略)